

# 「地域別表章に関するガイドライン」のフォローアップの結果 (報告)

令和5年3月29日  
総務省 政策統括官室(統計制度担当)付  
統計基準・産業関連表・調査技術担当審査官室

## 1. 経緯と目的

第Ⅲ期公的統計基本計画(平成30年(2018年)3月6日閣議決定)の別表において、「地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得る」とされていることを踏まえ、平成31年(2019年)3月に「地域別表章に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」と略記する。)を策定するとともに、関係府省庁に通知した。ガイドラインでは、策定後のフォローアップとして、令和4年度(2022年度)中にその対応状況の結果を公表することとなっている。

これを受けて、この度、ガイドラインの策定後に行った対応状況に関する関係省からの回答結果を踏まえて、その結果を公表する。

## 2. 概要

ガイドラインは、基本的な考え方として、統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るとともに、統計ユーザーの多様なニーズにも可能な限り対応することが必要であるとし、この観点から都道府県単位の結果表章を推進することとしている。また、都道府県別ではなく、地域ブロック別のみによる表章を行う場合には、基幹統計の多くに採用されている類型Ⅰ(参考を参照)による表章とすることを示している。

## 3. フォローアップの概要

### (1) 適用状況

令和3年度末時点におけるガイドラインの適用状況の概要は以下の表のとおりである。基幹統計では8割以上(都道府県別と類型Ⅰ)に適用されており、また、以下の4種類の統計の合計では約6割(都道府県別と類型Ⅰ)に適用されている。

	回答数	適用割合(%)		
		都道府県別	類型Ⅰ	
基幹統計	57	80.7	75.4	5.3
一般統計	214	43.9	41.6	2.3
業務統計	173	66.5	66.5	0.0
加工統計	20	70.0	55.0	15.0
合計	464	58.0	55.6	2.4

注) ① 関係省庁の回答を基にして総務省が作成した。

② 「基幹統計」とは、行政機関が作成する統計のうち、公的統計の中核をなすものとして重要性が特に高い統計であり、総務大臣が指定するものなどである。例えば、国勢統計、労働力統計、法人企業統計等がある。

③ 「一般統計」とは、行政機関が作成する統計のうち、基幹統計以外の統計であり、総務大臣が承認するものである。例えば、家計消費状況調査、全国単身世帯収支実態調査等がある。

④ 「業務統計」とは、行政記録情報によって作成される統計である。例えば、貿易統計等がある。

⑤ 「加工統計」とは、一次統計（統計調査や業務統計）の加工等により作成される統計である。例えば、国民経済計算、産業連関表等がある。

⑥ 関係府省庁からの回答であり、同じ統計調査でも帳票等が別の場合には、それぞれを集計している。

⑦ ガイドラインでは全国値の推計のみを行う加工統計などは対象としないとしているが、現時点では回答内容を十分に確認できないものがあるため、それらを回答数に含めている。

## (2) ガイドラインの適用が困難であった主な理由

ガイドラインでは、フォローアップの際、「5 具体的な取組」のうち(1)又は(2)による適用が困難であった場合の理由を含めて確認することになっている。これを受けて、関係府省庁からの理由を大別し、それらを以下のように示す。

- サンプル数が少ないため、現状のサンプル数のままガイドラインに沿った表章を行うとすれば、特定の者が特定されるおそれがあるため。
- 調査対象地域が偏在しており、都道府県や地域ブロックの結果表章の実施には適切ではないため。
- 調査設計上、地方支分部局の管轄区域（類型Ⅰ以外）等を地域ブロックの表章区分としており、ユーザーのニーズやプログラムの改修費用に関する効果を踏まえると慎重に検討する必要があるため。
- 調査の個票の情報を基にして都道府県別の集計を行うことは概念上可能であるが、調査目的や費用対効果を考慮すると現実的には困難であると思われるため。
- 調査目的が都道府県やブロック単位で動向を把握するものではなく、特定の施設（拠点）と他のものとの動態等を把握する内容であるため。
- 法制度上、地域別の調査項目の収集が不要であるため、または、秘匿情報を部分的に含んでいるため。

## 4. その他

第Ⅳ期公的統計基本計画にも明示されているように、今後もガイドラインに基づいて適用状況の把握を継続する。これを踏まえ、現在のガイドラインに示している対応状況の公表時期を同基本計画の計画期間の終期を考慮して、令和9年度（2027年度）中を目途に変更する。なお、適用状況の把握に当たっては、従前よりも回答数を減らすなど、関係省等への負担を軽減するよう努める。

# 地域ブロック区分の主な類型

参考

都道府県名	類型 I		類型 II	類型 III	類型 IV	その他 (OECD Regional Database)			
	参考①	参考②							
01北海道	北海道		北海道	北海道	北海道	北海道			
02青森県	東北		東北	東北	東北	東北			
03岩手県									
04宮城県									
05秋田県									
06山形県									
07福島県									
08茨城県	北関東・甲信	関東 II	関東	関東	関東	北関東・甲信			
09栃木県									
10群馬県	南関東	関東 I				関東	東京	関東	南関東
11埼玉県									
12千葉県									
13東京都									
14神奈川県	北関東・甲信	関東 II	関東	関東	北陸信越	北関東・甲信			
19山梨県									
20長野県	北陸		中部	北陸	北陸信越	北陸			
15新潟県									
16富山県									
17石川県									
18福井県	東海 (中部)		中部	中部	中部	東海			
22静岡県									
21岐阜県									
23愛知県									
24三重県									
25滋賀県							近畿	近畿 II	近畿
26京都府									
27大阪府	近畿 I								
28兵庫県	近畿 II	(神戸)							
29奈良県									
30和歌山県									
31鳥取県	中国	山陰	中国	中国	中国	中国			
32島根県									
33岡山県		山陽							
34広島県									
35山口県									
36徳島県	四国		四国	四国	四国	四国			
37香川県									
38愛媛県									
39高知県									
40福岡県	九州	北九州	九州	九州 I	九州	九州・沖縄			
41佐賀県									
42長崎県		南九州		九州 II					
43熊本県									
44大分県									
45宮崎県		南九州							
46鹿児島県									
47沖縄県	沖縄		沖縄	沖縄	沖縄				

※ 類型 I のうち、関東ブロック、近畿ブロック、中国ブロック又は九州ブロックをさらに細分割しているものについては、類型 I として整理の上、参考①及び②として示している。